

5月は「消費者月間」です

うまい話はありません！

飛びつく前に、まず相談！

こんな時、どうしますか？



事例1 増えてます！ 架空請求詐欺

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれた、身に覚えのないはがきが届いた。

■アドバイス

これは架空請求はがきで、特殊詐欺です。「訴訟」「差し押さえ」などの文言で不安をあり、はがきに記載された連絡先へ電話をかけさせようとしています。

電話をすると、お金の要求や、電話番号などの個人情報知られてしまいます。事業者からメールやはがきで通知が来ることはありません。このようなはがきが届いても絶対に

連絡せずに無視してください。

事例2 通信販売の落とし穴

インターネットの広告で、お試し商品500円だと思って注文した健康食品が、実は定期購入コースだった。解約したいと業者に電話連絡するが、つながらない。

■アドバイス

通常より低価格で購入できることを強調して、実際は定期購入だったケースが多く見られます。通信販売は、クーリング・オフができません。注文する際は、定期購入か否か、返品や解約の条件も確認することが大切です。

出前講座をご利用ください

市消費生活センターでは、消費者被害や特殊詐欺被害を防止するため、最新情報を基に出前講座を実施しています。休日・夜間でも出向きますので、気軽にご利用ください。(要予約)

被害に遭わないために 電話対策機器を設置しましょう

市では塩尻警察署と連携して、消費者および特殊詐欺電話被害防止対策機器を無料で貸し出しています。

- 対象 次のいずれかに該当する人
 - 市内に居住する65歳以上の人のみで構成する世帯の人
 - 貸し出しが必要と認められる人

■問い合わせ先 塩尻警察署生活安全課 ☎0263④0110

消費生活センターに寄せられた相談は、市ホームページ (http://www.city.shiojiri.lg.jp/kurashi/shohiseikatsu) をご覧ください。▶



問

塩尻市消費生活センター(市民課内) ☎0263⑤0280(内線1129) 消費者ホットライン ☎1888 (土・日曜日および祝日も相談可。ただし、年末年始を除く)

消費生活センターには、毎日いろいろな相談が寄せられています。仕方がないとあきらめてはいませんか。困った時は一人で悩まずに、お気軽にご相談ください。